

交渉情報	NO.50	日本郵便信越支社 金融営業部・総務人事部
JP労組信越地方本部	2015年12月24日	添付資料:2枚

渉外社員の配置適正化に関する具体的要員措置計画の提示

日本郵便信越支社金融営業部・総務人事部は、本日（12月24日）「渉外社員の配置適正化に関する具体的要員措置計画の提示」について地方本部に説明してきました。

渉外社員の配置適正化については、本部・本社間で整理されている案件であり、2016年4月1日実施は別紙、新潟県内の15局です。配置適正化を実施する理由は「社員間の業務・営業知識の習得など特に小規模局が抱える問題を解決するために、営業市場に応じた渉外社員の配置適正化を行う。」というものです。

一方で、坂町局（下越北部）と真野局（佐渡）は復活しますが、その理由は中条局及び佐和田局から営業エリアまで遠距離であることを上げています。

本実施に伴って、現在員の異動が伴う局は4局、既に渉外社員が「0」名のため異動が伴わない局が11局です。

【現在員の異動が伴うもの】

異動元		異動先	
局名	現渉外社員数	局名	新渉外社員数
紫雲寺局	2	聖籠局	4
加治局	2	新発田局	21
中条局	9	坂町局（復活）	2
佐和田局	3	真野局（復活）	1

今後の「具体的要員措置の扱い」及び「意思疎通のスケジュール」については、別途、当該支部（下越・佐渡）と連携をはかり対応していくこととします。